

## 横須賀市役所広告付電子案内板設置及び運営業務仕様書

### 1 契約内容

#### (1) 業務名称

横須賀市役所広告付電子案内板設置及び運営業務

#### (2) 設置場所

横須賀市役所本庁舎 1号館 1階 正面玄関および北口玄関の2箇所

※別紙で指定する位置とする。

#### (3) 業務内容

取扱事業者が、横須賀市役所庁舎内において、フロア案内を掲示する電子案内板を設置するとともに、広告を掲載し、運営する。

#### (4) 契約期間

協定締結の日から5年間とする。

### 2 電子案内板の設置について

#### (1) 電子案内板の仕様

①H2, 100mm×W2, 600mm×D200mm程度の固定式とし、周囲と調和のとれた色合い等にする。

②正面玄関及び北口玄関に各1台、計2台設置すること。

③電子案内板は、以下の構成によるものとする。

ア 庁舎案内

イ 広告

ウ パンフレットラック

エ AED収納スペース

④本体は、ボンデ鋼板製でメタリック焼付塗装と同程度とする。

⑤表示画面は、インクジェットフィルム又はカラーコルトンフィルムを乳白アクリル板と透明アクリル板で挟み込む形あるいはそれと同程度の視認性及び表現力を有すること。

⑥バックライトを使用する場合、LEDもしくは同程度に省エネに配慮したものをを使用すること。

⑦本体枠の角が鋭利にならないよう加工すること。

⑧庁舎施設に負担の少ない方法で、出来る限り、地震等の際の落下や転倒に対する防止策を十分に講ずること。

#### (2) 運営に伴う電気使用について

電気の使用は、開庁日の8時30分から17時15分までとし、タイマーその他の機器による自動制御を行うこと。

(3) 設置の手続きについて

地方自治法第238条の4第7項に基づき、行政財産の目的外使用許可を受けること。

(4) 製作・設置・撤去の作業に関する一切の費用は取扱事業者の負担とする。

3 庁舎案内について

(1) 市役所本館・分館のフロア案内図および各部署名を表示すること。

(2) 国土交通省の監修による「バリアフリー整備ガイドライン」に沿うものとし、トイレ等の設備情報にはピクトグラムを取り入れ、ユニバーサルデザイン及び色覚障がい者に配慮した配色等でのバリアフリーデザインを採用すること。

(3) 表示内容は、市の要望を反映できるように、自社制作もしくはそれに準じる体制を整えるものとし、市と事前に十分協議し決定すること。

(4) フロア案内図および各部署名については、毎年無償で更新し、4月に修正が完了次第、速やかに新たな情報を表示すること。この他に、現状と相当の乖離がある場合、随時の情報更新を行うこと。

4 広告の掲載について

(1) 業務の分担

広告の掲載等の業務については、以下の分担とする。

①取扱事業者

広告主の募集・決定、広告の事前確認、広告物の掲出その他広告主との調整など  
広告掲載に係る一切の業務

②市

提出された広告の内容審査の実施および結果の通知、修正の指示

(2) 広告の内容等

①広告を掲載できる者、広告の内容等は、「横須賀市広告掲載事業要項」「横須賀市広告掲載基準」の定めによる。

②広告枠には、広告主の広告を表示し、写真・名称・電話番号等を表示すること。  
また、地図を掲載し、広告主の所在地を図示すること。

③広告の掲載にあたっては、当該広告が民間事業者の広告であることが視聴者に明確に伝わるよう、その旨を注記すること。また、必要に応じて、広告の内容に関する責任の帰属に関する事、その他必要な事項についても注記すること。

(3) 広告の内容審査を行うための期間を考慮し、市がその都度定める期間までに広告物を提出すること。

(4) 広告の掲出作業については、市と事前に協議し、来庁者及び庁舎運営に影響のない時間帯に行うこと。

(5) 広告物の内容等に疑義が生じた場合には、市と十分に協議を行うものとする。

(6) 市は、広告主又は広告内容が要綱等の基準を満たさなくなったときその他広告を掲載することが適当でないと認める事由が生じた時は、広告掲載の中止を指示する。この場合において、市は、市に納入すべき広告料の減額を行わず、広告主又は取扱事業者に対して賠償の責任を負わない。

#### 5 パンフレットラックについて

(1) 本体に、市が来庁者向けパンフレット等を収納できるようラックを設置すること。

(2) 収納するパンフレット等は、A4サイズとし、出入れが容易なものとする。また、収納したパンフレット等が風で飛ばされない仕様にする。

#### 6 AED収納スペースについて

各本体に、市の所有するAEDを1台収納できるスペースを有すること。

#### 7 各料金の支払い

(1) 以下の費用について、全て取扱い事業者の負担とし、いずれも市が発行する納入通知書により、指定する期日までに支払いものとする。

①行政財産目的外使用料

参考 月額1,607円/m<sup>2</sup> (税抜)

②広告料

取扱事業者の提案による金額とする。

③運営にかかる電気料金の実費

(2) (1) ①および②について、本市の責めに帰すべき理由で広告を掲載できなかった場合は、その金額を別途協議するものとする。

#### 8 電子案内板の管理について

(1) 電子案内板の状態は、常に良好に保つこと。

(2) 破損、汚損や公共施設等の変更及び広告主の変更等についてのメンテナンスをその都度行うこと。

(3) 市や第三者に影響を及ぼす破損・故障は、即日状況を確認し、応急処置をすること。

#### 9 その他

この仕様書に明記されていない事項については、市と協議のうえ決定すること。